

●香川県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年10月30日から同年11月20日まで一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下字鮎滝上第3号441番1地先から 高松市塩江町安原下字鮎滝上第3号461番地先まで	9.8~26.6	352	平成15年香川県告示第330号で変更した区域及び平成15年香川県告示第712号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成21年10月30日